

スポーツ少年団認定員養成事業実施要項

(目的)

第1 団員の健全育成を目指し、スポーツ少年団認定指導者を養成する講習会の参加料の一部を助成する。

(交付対象)

第2 スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会を受講する者で、盛岡市スポーツ少年団登録単位団に指導者登録をし、活動する者。

(助成金の額)

第3 一律 1,000 円

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。